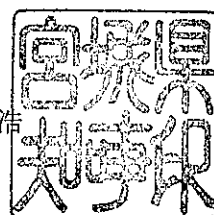


# 公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

令和4年10月12日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
  - 名称 株式会社ジェーエーシー
  - 住所 宮城県仙台市青葉区昭和町1番37号
  - 代表者の氏名 真野 仁希
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
刈田郡蔵王町大字小村崎字山崎14番1, 14番8, 17番5, 28番
- 産業廃棄物処理施設の種類  
廃プラスチック類の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第7号）  
木くず又はがれき類の破碎施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第8号の2）
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず（石綿含有産業廃棄物を除く。  
水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）

廃プラスチック類	22.544トン/日	(2.818トン/時間)	8時間稼働
紙くず	22.016トン/日	(2.752トン/時間)	8時間稼働
木くず	32.952トン/日	(4.119トン/時間)	8時間稼働
繊維くず	23.64トン/日	(2.955トン/時間)	8時間稼働
金属くず	14.384トン/日	(1.798トン/時間)	8時間稼働
- 許可年月日  
令和4年9月12日
- 許可番号  
01-43-0
- 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間  
要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。
- 担当課  
宮城県環境生活部循環型社会推進課（電話 022-211-2648）